

地方公共団体が保有する
パーソナルデータの効果的な活用のための
仕組みの在り方に関する検討会
報告書

平成30年4月

目次

第1	はじめに.....	1
第2	非識別加工情報等に関する現状.....	3
	(1) 匿名加工情報等の作成等の状況	3
	(2) 非識別加工情報の活用事例の把握の必要性	3
	(3) 地方公共団体の非識別加工情報に関する民間事業者からの利活用の ニーズ.....	4
	(4) 地方公共団体の条例改正の取組状況	4
第3	地方公共団体の非識別加工情報の仕組みの導入促進のための国の支援 等.....	6
	(1) 国の支援の在り方	6
	(2) 地方公共団体の非識別加工情報の活用事例	7
	(3) パーソナルデータの利活用の態様	8
	(4) 官民データ活用推進基本法等を踏まえた対応	9
	(5) 個人情報保護条例の見直し等への支援	9
	(6) より効率的な非識別加工情報の作成・提供に係る仕組みの検討 ...	11
第4	おわりに.....	14

参考資料

参考資料1	地方公共団体の非識別加工情報の活用イメージ（介護・教育） について	16
参考資料2	地方公共団体の保有する個人情報の特性に応じた加工について （技術検討ワーキンググループとりまとめ）	27
参考資料3	「共同受託」のイメージ	34
参考資料4	「作成組織」のイメージ	35
参考資料5	開催要綱	36
参考資料6	技術検討ワーキンググループ	39

凡例

- ・個人情報保護法：「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）
- ・個人情報保護法等改正法：「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 65 号）
- ・行政機関個人情報保護法：「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 58 号）
- ・行政機関個人情報保護法等改正法：「行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律」（平成 28 年法律第 51 号）
- ・独立行政法人等個人情報保護法：「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 59 号）
- ・次世代医療基盤法：「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」（平成 29 年法律第 28 号）

第1 はじめに

情報通信技術が飛躍的に進展する中で、個人の行動・状態等に関する情報に代表されるパーソナルデータの利活用を適正に進めていくことが、官民を通じた重要な課題になっていること等を背景として、民間部門については、個人情報保護法等改正法が、国の行政機関及び独立行政法人等（以下「国の行政機関等」という。）の保有する個人情報については、行政機関個人情報保護法等改正法がそれぞれ平成 29 年 5 月 30 日に施行された。この改正により、パーソナルデータの適正かつ効果的な利活用の観点から、新たな産業の創出等を目的として、匿名加工情報及び非識別加工情報を提供するための仕組みが設けられた。

地方公共団体の保有する個人情報については、こうした国の動きを踏まえて、平成 28 年 9 月より「地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会」（以下「旧検討会」という。）が開催され、旧検討会のとりまとめ結果を踏まえ、平成 29 年 5 月 19 日に、非識別加工情報の仕組みの導入等への対応に関する技術的助言及び条例改正のイメージが示されたところである。

旧検討会では、地方公共団体における非識別加工情報の仕組みについては、準備が整った地方公共団体から導入されることが適当であり、将来的には、地方公共団体共通の提案受付窓口や地方公共団体が共同して非識別加工情報の作成を委託等できる仕組みを検討していくことも考えられる、とされたところである。

本検討会は、こうした旧検討会における指摘や規制改革実施計画（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）において、当面は先進的な地方自治体における条例整備を推進しつつ、立法措置による解決という可能性についても検討を行うこと等とされたこと、現時点における非識別加工情報等を取り巻く情勢等を踏まえ、匿名加工情報の利活用を図っていくことにより、新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな住民生活の実現に資するため、地方公共団体の非識別加工情報の仕組みの導入促進にいかに取り組むべきかという観点から議論を行ったものである。

検討の結果、地方公共団体における非識別加工情報の仕組みの導入を進めるため、旧検討会での結論と同様、個人情報保護条例の見直し等を進める必要があるとされた。併せて、民間事業者が簡便に地方公共団体のデータにアクセスできる環境を整備するとともに、これに伴う地方公共団体の負担軽減を図るため、①共同受託、②作成組織について検討を進める必要があるとされたが、検討を進める前提として、現時点では非識別加工情報等に関する活用事例が少なく、地方公共団体の非識別加工情報がどのように活用されるのかについて十分に理解が進んでいない状況等を踏まえると、まずは、地方公共団体の非識別加工情報の活用事例を把握するとともに、パーソナルデータがいかなる形で利用されるのか、その実態を踏まえた検討が必要との指摘がなされたところである。

本検討会の運営にあたっては、地方公共団体や、データを利活用する民間事業者、データ加工を行う事業者等から意見を聴取するとともに、経済関係団体へのアンケート調査を行った。さらに国・民間事業者における匿名加工情報等の活用状況や地方公共団体における条例改正の状況といった現状を踏まえ、今後の国の支援の在り方等について整理を行ったものである。

第2 非識別加工情報等に関する現状

(1) 匿名加工情報等の作成等の状況

地方公共団体が非識別加工情報の仕組みを導入するにあたっては、国の行政機関等における対応状況等も参考にしながら、その検討が進められている状況にある。

国の行政機関等における行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の規定による非識別加工情報の作成については、法令に基づき、各機関において平成29年度内に募集が行われたところである。

また、民間事業者における個人情報保護法の規定による匿名加工情報の作成については、小売、金融、医療・福祉等、300社以上で公表されている(平成30年3月時点)。

地方公共団体が円滑に非識別加工情報を作成・提供するためにも、匿名加工情報及び国の行政機関等の非識別加工情報の作成の状況を参考にすることは、個人情報保護条例の見直しや具体的な運用にあたって有効であり、国は民間事業者における匿名加工情報、国の行政機関、独立行政法人等における匿名加工情報及び非識別加工情報の提供状況等を地方公共団体に情報提供する必要がある。

(2) 非識別加工情報の活用事例の把握の必要性

地方公共団体の非識別加工情報の仕組みは、個人の権利利益の保護及び行政の事務・事業の適正かつ円滑な運営に支障がない範囲内で、個人情報の適正かつ効果的な活用を推進するためのものであり、地方公共団体は、個人情報を適切に取扱いながら様々な住民サービスを提供しているため、区域内の住民に対してより丁寧に説明責任を果たす観点から、具体的な活用事例を把握する必要があるといえる。

また、今後、より効率的な非識別加工情報の作成・提供に係る仕組みを検討するためには、具体的な活用事例を踏まえて仕組みの在り方を検討すべきであることから、まずは具体的な活用事例を把握することが重要となってくる。

さらに、活用事例を把握することは、個人情報の適正かつ効果的な活用が新産業の創出や豊かな住民生活の実現に資するものであることについて、個人情報の本人の理解を得る観点からも重要である。

(3) 地方公共団体の非識別加工情報に関する民間事業者からの利活用のニーズ

検討会では、非識別加工情報に関する利活用のニーズ等を把握するため、データを利活用する民間事業者からの意見聴取や経済関係団体に対する意向調査を行った。

一般的に、地方公共団体を含め行政機関が保有する情報は、本人確認等を行ったデータであり、例えば、エリアマーケティングの分析や地図情報コンテンツの充実の観点からの利用ニーズが高いのではないかとの意見が示された。

検討会で発表された活用事例¹⁾について意見交換が行われたところ、民間事業者はいわゆる統計情報を活用するための元となるデータとして非識別加工情報を活用したいとのニーズを有しているのではないかとの指摘があった。また、地方公共団体側が地域単位での人数等の分布情報といった、いわゆる統計情報を提供できれば、必ずしも非識別加工情報ではなくても対応できるのではないかとの指摘もあった。

また、経済関係団体を通じて、具体的な個人情報ファイルの内容を民間事業者に提示の上、利活用の意向を調査したところ、不動産に関する情報提供サービスの開発等のために非識別加工情報を活用するイメージが提示された。

本検討会では、データ加工を行う事業者からもヒアリングを行ったところであるが、現時点では一部の民間事業者において匿名加工情報の活用が始まっているという状況ではないか、といった意見や、現状では、民間事業者においては自社内のデータを活用して分析を行っているが、具体的な活用事例が充実することに合わせて、将来的には地方公共団体のデータに対するニーズも出てくるのではないかといった意見があったところである。

(4) 地方公共団体の条例改正の取組状況

地方公共団体における個人情報保護条例の対応については、「個人情報保護条例の見直し等について」（平成29年5月19日付け総行情第33号総務省大臣官房地域力創造審議官通知）によって技術的助言を実施し、「条例改正のイメージ」についても情報提供を実施した。

¹⁾不動産情報の充実（保育児童台帳を用い、保育所利用情報等を活用）や地図情報の充実（開発許可、建築確認情報等を用い地区単位の建築物の属性情報等を活用する等）を図る場合等がニーズとして挙げられたところである。

非識別加工情報の導入に係る個人情報保護条例の改正を予定している地方公共団体を調査したところ、平成30年2月時点で467団体（都道府県4団体、市区町村463団体）が、今後改正予定があると回答したところである。このうち、平成29年度中に個人情報保護条例の改正を実施した団体は5団体（都道府県2団体、市区町村3団体）となっている。

このように、一定程度の地方公共団体においては、非識別加工情報の導入に係る条例改正を予定しているものの、国等の実績等を踏まえて検討を進めることとしている団体も多くみられたところである。

都道府県・政令指定都市において条例の改正等を実施又は予定している団体は、5団体にとどまっている状況にある。都道府県、政令指定都市等は、非識別加工情報の本人の数が他の地方公共団体と比較して相対的に多く、ビッグデータとして効果的に活用することが期待されること、現にオープンデータの取組を積極的に進めていること等を踏まえ、積極的に非識別加工情報の仕組みを導入し、地方公共団体における非識別加工情報の仕組みを牽引していくことで、地方公共団体全体として非識別加工情報の仕組みの円滑な導入が期待されるところである。

第3 地方公共団体の非識別加工情報の仕組みの導入促進のための国の支援等

(1) 国の支援の在り方

検討会では、地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用に向けて、地方公共団体が個人情報保護条例の改正を繰り返し行わなければならないような事態は避けるべきであり、国の法令によって、統一的な仕組みを実現し、個人情報保護条例は改正不要とするか、法律により代替することによって解決されるような措置が必要ではないかといった意見や、現行の「保護中心」の法体系は維持しつつ、新たな施策である「利活用」に特化した法整備の検討が必要ではないかといった意見があった。

他方で、非識別加工情報等に関する活用事例が少なく、非識別加工情報の活用によって、新たにどのような産業が創出されるのか、どのようなメリットがあるのか明らかでないため、データを活用する民間事業者、非識別加工情報を作成する地方公共団体、住民等において、非識別加工情報等に関して十分に理解が進んでいない状況にある。このような現状を踏まえると、地方公共団体の非識別加工情報については、まずは、非識別加工情報の活用事例を整理しつつ、仕組みの周知や情報提供をさらに進めることが必要ではないかとの指摘があった。

こうした現状を踏まえれば、来年度以降も地方公共団体における非識別加工情報の仕組みの導入のための条例改正等を支援するとともに、本検討会の議論を踏まえ、地方公共団体の非識別加工情報の活用をより効率的に行う観点から、国の行政機関等の非識別加工情報等の動きを踏まえつつ、個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出等の状況を勘案した上で、データを利活用する民間事業者が簡単に地方公共団体のデータにアクセスできる環境の整備及びこれに伴う地方公共団体の負担軽減についての検討を進める必要がある。

この点に関し、具体的には、①共同受託、②作成組織について検討対象とした上で、今後検討を進める上での留意点等について、議論が行われた。

※「共同受託」と「作成組織」（(6)に後述）

- ・「共同受託」：地方公共団体が条例に基づき非識別加工情報の作成を行う際、複数の地方公共団体から、加工に関する業務の委託を受けること
- ・「作成組織」：非識別加工情報の作成を地方公共団体とは別の組織の事務とし、当該組織が地方公共団体が保有している個人情報の提供を受けて非識別加工情報を作成する組織

なお、国において地方公共団体の条例改正等を支援する際に、検討対象である作成組織と個人情報保護条例の関係を明確に示した方が良いのではないかと指摘があった。

作成組織の具体化には、今後、(6)③において後述する課題が解決される必要があるが、こうした課題は、国において地方公共団体の非識別加工情報の活用事例を充実しつつ、非識別加工情報の活用動向等を踏まえた上で検討を進める必要がある。

国は、引き続き、地方公共団体が旧検討会報告書²において整理したとおり、個人情報保護条例の見直し等を進め、データを利活用しようとする民間事業者のニーズに応じていくことができるよう支援する必要があるが、このためには、

- ① 地方公共団体の保有する個人情報に係る非識別加工情報の活用事例の充実を図るなど、地方公共団体の非識別加工情報の仕組みに関する理解を深めるための支援

を行うとともに、

- ② 条例の円滑な見直しや運用等を促進するための具体的な支援等を行う必要がある。

(2) 地方公共団体の非識別加工情報の活用事例

第2(2)で整理したとおり、非識別加工情報の仕組みの円滑な導入や住民の理解を促進するためには、地方公共団体が保有する情報に対する利活用のニーズを整理するとともに、非識別加工情報については、想定される具体的な活用事例を充実する必要がある。

本来であれば、民間事業者のデータ利活用の具体的なニーズを踏まえつつ、活用事例を整理することが望ましいが、本検討会が開催された時点では、そこまでの状況に至っていなかったところである。このため、あくまでも今後の参考とするため、本検討会では、民間事業者からの関心が高いと想定される介護分野や教育分野における非識別加工情報について、一定の仮定を置いた上で、次のとおり、イメージとなる事例を作成したところである。(参考資料1)

① 介護分野における活用イメージ

- ・ 介護認定、給付情報等に関する非識別加工情報を活用し、自立支援に資す

²非識別加工情報は、これまで各地方公共団体が主体的に個人情報保護条例を定め、当該条例に基づき適正な取扱いを行ってきた個人情報を加工し提供するものであること、また、地方公共団体は、個人情報保護法に基づき、その保有する個人情報について適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることとされていることを踏まえると、昨年度の検討会における整理と同様、個人情報保護条例の見直し等により非識別加工情報の仕組みの導入を図ることが適当である。

るケアプランの開発等に活用するケース

② 教育分野における活用イメージ

- ・児童生徒の学習コンテンツの利用状況に関する非識別加工情報を活用し、新教材の開発等に活用するケース
- ・教員の指導計画及び児童生徒の評価等情報に関する非識別加工情報を活用し、新教材の開発等に活用するケース

(3) パーソナルデータの利活用の態様

地方公共団体の非識別加工情報に関する利活用のニーズを整理するにあたっては、民間事業者の側からみれば、必ずしも非識別加工情報だけに限定した利用というわけではなく、例えば、個人情報の利用や、いわゆる統計情報、オープンデータとしての利用といったようにデータの種類に応じたニーズがあることを踏まえる必要があるのではないかと指摘があった。

また、データを保有する地方公共団体においては、民間事業者のニーズに合わせて利活用を進めていくという観点からすれば、オープンデータや統計情報等と非識別加工情報の提供の仕組みとで棲み分けをしてお互いに補完し合いながら利活用の環境整備を図っていくことが望ましいとの指摘もあった。最終的には、民間事業者からのニーズに応じて、非識別加工情報だけではなく、色々なバリエーションでデータを提供できるような仕組みとなるのが望ましいものの、非識別加工情報の提供の仕組みをはじめ、それぞれのデータ提供の仕組みを円滑に導入し、運用していくことが重要ではないかと指摘もあった。

地方公共団体が保有するデータの提供は、利用者のニーズや情報の性質等に応じて適切な方法でなされることが望ましい。非識別加工情報の仕組みが地方公共団体の保有するパーソナルデータの利活用の唯一の手法ではなく、いわゆる統計情報やオープンデータの取組等を含めて、民間事業者のニーズを踏まえた上で、どのような種類のデータを提供することが適切かに留意する必要がある。

このため国は、非識別加工情報を活用しようとする民間事業者が、地方公共団体の条例改正の予定時期や提案の募集時期等を簡便に把握できるよう、各地方公共団体の取組状況を把握し、公表することに加え、オープンデータの取組状況の公表とも連携し、民間事業者が地方公共団体から入手できるデータの種類を把握できるような公表方法を検討することが望ましい。

(4) 官民データ活用推進基本法等を踏まえた対応

地方公共団体におけるオープンデータの取組については、「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成 29 年 5 月 30 日閣議決定）において、地方公共団体の取組を支援するため、人材（オープンデータ伝道師）の派遣、データセット・フォーマット標準例の提示、データを保有する地方公共団体と民間事業者等との調整・仲介（マッチング）機能の創設等の支援を講じ、平成 32 年度までに地方公共団体のオープンデータ取組率を 100%とすることとされている。

現在、地方公共団体においては、官民データ活用推進計画の策定作業が進められているところであり、地方公共団体の取組の進捗を踏まえ、利用者のニーズに応じたデータ提供を行う観点から、非識別加工情報の作成・提供の推進を含め、地方公共団体の保有する官民データの利活用の促進に取り組んでいく必要がある。

なお、医療情報に関しては、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出の促進等を目的として次世代医療基盤法が公布されており、今後、利活用のニーズ等に応じ、同法に基づく匿名加工医療情報の活用が進むことが見込まれている。地方公共団体においては、同法の制定目的等も踏まえ、保有する医療情報の提供等に関して適切に対応することが求められている。

(5) 個人情報保護条例の見直し等への支援

① 運用手引き等の整備

第 2 (4)にあるように、一定程度の地方公共団体においては、個人情報保護条例等の改正を予定しているものの、平成 29 年度中に条例改正を行った団体は 5 団体となっている。また、都道府県・政令指定都市において、条例の改正等を実施又は予定している団体は、5 団体にとどまっている。

この点について、地方公共団体において非識別加工情報制度の導入を進めるためには、非識別加工情報制度の具体的な仕組みや運用に関する情報提供を充実させることで、条例整備に当たっての対外的な説明を円滑に行うことができるようになれば、既に個人識別符号等個人情報の定義の明確化等に関する事項に係る条例改正は約 7 割の地方公共団体が改正（予定を含む）したことを踏まえると、条例改正が進むことが期待されている。

このため、現在、国に地方公共団体の非識別加工情報に関する総合相談窓口を設けているが、その一層の有効活用を図るとともに、非識別加工情報の仕組みの運用に関する手引きや契約書等の各種書面等、条例の見直し等を進める上で必要となる情報提供の充実に加えて、非識別加工情報の活用事例の周知等を実施することが必要である。

② 地方公共団体の特性に応じた加工

旧検討会で整理したとおり、非識別加工情報の作成・提供の仕組みの目的が、官民を通じた匿名加工情報の利活用を図っていくことであることに鑑み、民間部門、国及び地方公共団体で匿名加工情報・非識別加工情報の定義、加工の基準等は同等の内容であることが適当である。

加工の基準については、民間、国と同等の内容としつつ、具体的な運用にあたっては、地方公共団体が保有する個人情報の特性を踏まえた対応が可能となるよう、国の行政機関非識別加工情報の加工方法に関するガイドラインの内容を基本としつつ、地方公共団体の特性を踏まえて整理を行い、必要に応じ情報提供することが必要である。

この点について、本検討会に設置された技術検討ワーキンググループ(以下、「技術検討WG」という。)において審議が行われ、

- (i) 事業者の非識別加工情報の活用方法や個人情報ファイルの性質等を勘案して、住所の加工方法を(都道府県単位や市区町村単位へ置き換えることに限らず)判断するための事例の補足、
- (ii) 地方公共団体が、悉皆性のあるデータを保有する可能性があるという特性を踏まえ、レコード一部抽出(いわゆるサンプリングの手法を含む。)等の加工に係る手法例の補足

等について整理されたところであり、その内容を必要に応じ地方公共団体に情報提供する必要がある。(参考資料2)

③ 地方公共団体の非識別加工情報等に関する安全管理措置等

国の行政機関非識別加工情報の安全確保に関するガイドラインにおいては、行政機関非識別加工情報の安全確保の措置、従業者の義務、苦情処理等についてまとめられている。

この点について、技術検討 WG において、地方公共団体の特性を踏まえた対応が必要かどうか検討を行ったところであるが、非識別加工情報に関する安全管理措置等については、地方公共団体について特段追加すべき留意事項はなく、国のガイドラインの内容を基本として対応することが必要であるとされたところである。

なお、地方公共団体の非識別加工情報の本人の数は、行政機関個人情報保護法の提案審査の基準を踏まえ、1,000人以上を基本とするが、当該基準は、非識別加工情報の効果的な活用の観点等から定められているものである。非識別加工情報を適切に作成するためには、加工する情報の性質等も考慮して、適切な加工を行う必要がある。

(6) より効率的な非識別加工情報の作成・提供に係る仕組みの検討

① 検討のフレーム等

第3(1)で整理したとおり、国の行政機関の非識別加工情報等の動きを踏まえつつ、個人情報を活用した新たな産業の創出等の状況を勘案し、非識別加工情報の活用をより効率的に行う観点から、データを利活用する民間事業者が簡便に地方公共団体のデータにアクセスできる環境の整備及びこれに伴う地方公共団体の負担軽減について、次の2つの課題について、検討を進める必要がある。

具体的には、地方公共団体が条例に基づき非識別加工情報の作成を行う際、複数の地方公共団体から、加工に関する業務の委託を受けること(以下「共同受託」という。)について、検討する必要がある。(参考資料3)

さらに、非識別加工情報の作成を地方公共団体とは別の組織の事務とし、当該組織が地方公共団体が保有している個人情報の提供を受けて非識別加工情報を作成する組織(以下「作成組織」という。)についても、検討する必要がある。(参考資料4)

なお、非識別加工情報の作成に係る事務について、単独の地方公共団体で非識別加工情報の作成・提供に取り組むことが困難な場合又は非識別加工情報の作成・提供に広域的に取り組もうとする場合に、他の地方公共団体と連携及び協力して事務を行う仕組みについて検討しようとする団体も考えられるのではないかと指摘があった。現時点において具体的な動きはないが、地方公共団体から広域的な取組に関して相談があった場合には、円滑な検討がなされるよう国からも支援する必要がある。

② 共同受託

地方公共団体の条例による非識別加工情報の作成・提供の仕組みの運用にあたっては、国と同様、非識別加工情報の作成に関する業務について、委託により処理することが可能である。

当該非識別加工情報の作成に係る委託を円滑に進める観点から、まずは、加工等の業務を受託することが見込まれる民間事業者に関して、国の行政機関や他の地方公共団体における非識別加工情報の作成に係る委託の実績等について、広く情報共有が図られるよう、国が情報提供を実施する必要がある。

③ 作成組織

データを利活用する民間事業者が簡便に地方公共団体のデータにアクセスできる環境の整備及びこれに伴う地方公共団体の負担軽減を図るため、地方公共団体とは別の組織である作成組織において、非識別加工情報の作成・提供等を行う仕組みが考えられる。

この場合、民間事業者のニーズに合致した非識別加工情報を作成・提供するため、民間事業者からの提案に基づき地方公共団体の個人情報の提供を受けて、非識別加工情報を作成することとし、当該作成組織の事業目的や適切な能力等に関する基準を定め、必要に応じて国が認定する仕組みも考えられる。

この点について、より効率的な非識別加工情報の作成・提供に係る仕組みの検討を進めるにあたっては、作成組織の担い手が民間事業者となる場合には、ビジネスとして成立するかどうかとの観点から検討する必要があるとの指摘があった。

また、加工を行う事業者からは、地方公共団体からデータを集めて、それらを加工し、民間事業者に提供するビジネスは、構想としてはあり得るが、具体的に考えるところまでは至っていないとの意見があった。

こうした検討会での議論も踏まえると、作成組織について検討を進めるにあたっては、非識別加工情報等の活用の動向等を踏まえつつ、主に以下の課題について留意の上、検討し整理する必要がある。

- (i) 作成組織における非識別加工情報の作成対象情報の範囲について、例えば、公共の利益の増進や豊かな国民生活の実現に特に資するという観点から、情報の種類に一定の条件を付すこととするか。
- (ii) 作成組織について、どのような内容の安全管理措置等を講じる必要があるか。
- (iii) 作成組織について、事業採算性が確保される状況にあるか。

なお、検討会では、一つの地方公共団体の区域内の経済を超えるような大きな目的で非識別加工情報を活用する場合は作成組織のような仕組みの方がなじみやすいので、このような全国レベルの新産業創出といった目的に沿う情報を個別に指定し、それ以外の一般的な情報については、各団体の個人情報保護条例等に基づいて提供していくといった構成が住民にも理解されやすいのではないかとの指摘があった。

また、非識別加工情報だけがデータ利活用の方策ではないことも考えると、例えばいわゆる統計データやオープンデータの作成等の業務を行うことや、広域的なデータの利活用のニーズへの対応も想定してはどうかとの指摘があった。

さらに、当該作成組織においては、データ形式を地方公共団体の側で統一されていることが前提となるのではないかといった指摘等、実務的に検討すべき点も今後、明確にする必要があるのではないかとの指摘もあった。

第4 おわりに

本検討会は平成29年7月から開催され、現時点での匿名加工情報等の利活用の状況等を踏まえつつ、地方公共団体の非識別加工情報の仕組みの導入促進にいかに取り組むべきかという観点から議論を行ってきた。

検討の結果、まずは、地方公共団体における非識別加工情報の仕組みの導入を促進するため、旧検討会での結論と同様、個人情報保護条例の見直し等を進める必要があるとされた。併せて、民間事業者が簡便に地方公共団体のデータにアクセスできる環境を整備するとともに、これに伴う地方公共団体の負担軽減を図るため、①共同受託、②作成組織について検討を進める必要があるとされたが、検討を進める前提として、現時点においては非識別加工情報等に関する活用事例が少なく、地方公共団体の非識別加工情報がどのように活用されるのかについて十分に理解が進んでいない点等を踏まえると、まずは、地方公共団体の非識別加工情報の活用事例を把握するとともに、個人情報保護条例の見直し等への支援を行う必要があるとされたところである。

国においては、本報告書を踏まえ、地方公共団体の非識別加工情報の活用事例の整理に取り組むとともに、地方公共団体における非識別加工情報の仕組みが円滑に導入され、民間事業者において非識別加工情報の利活用が進むよう、政府における個人情報保護法制の施行の状況に関する検討の動向も踏まえながら、引き続き取り組むことが必要である。

參考資料

地方公共団体の非識別加工情報の 活用のイメージ(介護・教育)について

参考資料1

地方公共団体の非識別加工情報の活用のイメージの作成趣旨と留意点について

- 地方公共団体の保有する個人情報に係る非識別加工情報について、地方公共団体が条例改正や住民への説明等における参考となるよう、想定される活用のイメージについて、民間事業者の協力の下、有識者の意見も聴きながら作成した。
- 本イメージにおいては、非識別加工情報の対象となるデータ、目的、効果、加工のイメージ等を記載している。
- なお、掲載したデータや加工のイメージについては、いくつかの仮定の下で作成したものであり、掲載されたイメージと同様の提案があった場合に、審査に適合するか否かや、加工のイメージ通りに加工すれば十分であることを意味するものではなく、また、このイメージに縛られるものでもない。
- 非識別加工情報の作成にあたっては、特定の個人を識別できるリスクについては、個人情報ファイルに含まれる情報の項目やレコードの数等によって異なることから、個々具体の提案に応じて適切に対応することとなる。特に、加工のイメージにおける、個人情報ファイルの性質を踏まえたその他の措置(行政機関の保有する個人情報に関する法律第11条第5号)の取扱いについては、加工対象となる個人情報ファイルの性質によって加工の対象及び加工の程度は変わらうため、どの情報をどの程度加工する必要があるかは、加工の対象となる個人情報ファイルの性質も勘案して個別具体的に判断する必要がある点について、留意が必要である。

17

(凡例)

- ・規則：「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則」（平成29年個人情報保護委員会規則第1号）に相当するものとして、地方公共団体が定める規則
- ・事務局レポート：「個人情報保護委員会事務局レポート：匿名加工情報/パーソナルデータの活用促進と消費者の信頼性確保の両立に向けて」（2017年2月 個人情報保護委員会事務局）

介護データに係る非識別加工情報の活用イメージ

○ケアプランの開発・提供を行う事業者からの提案を受け、市町村が保有する介護に関するデータ(*)に係る、非識別加工情報を作成して提供。

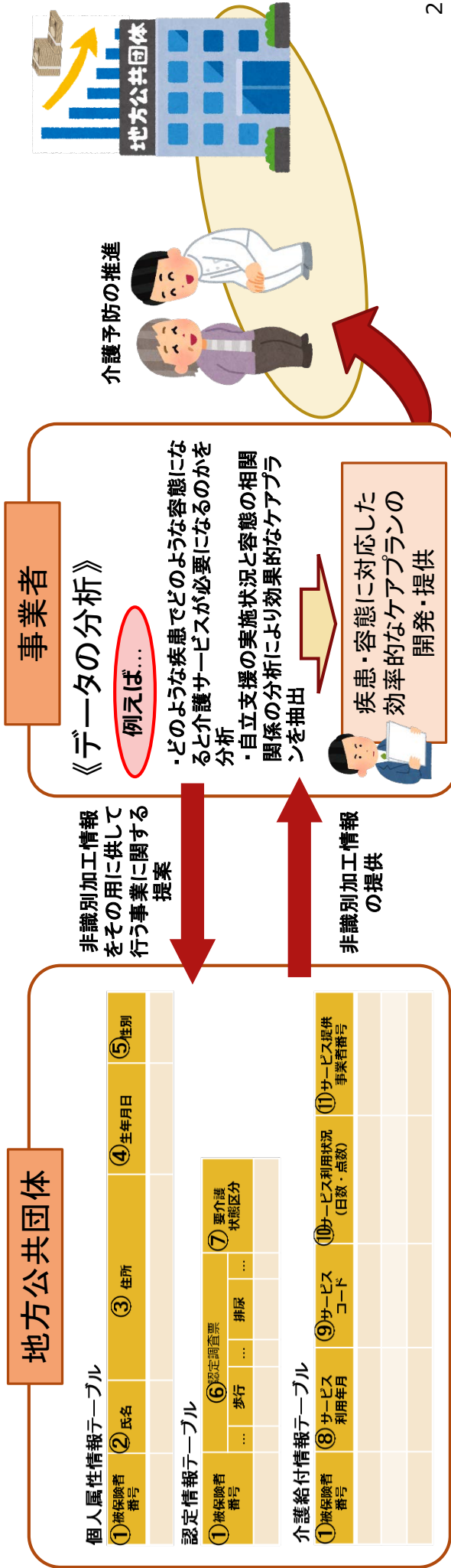
○提供を受けた事業者は、非識別加工情報に含まれる個人属性情報、認定情報、介護給付状況に関するデータをを用いて、AIも活用して、

- ① 高齢者の疾患や容態による特性の分析
- ② 高齢者の容態像別のサービス利用状況の分析
- ③ 自立支援による効果的なケアプランの抽出と分析

を行い、その分析結果を用いて、介護事業者や保険者である市町村からの相談に応じて、ケアプランの開発・提供や、介護予防事業の企画等を行う。

○この取組により、高齢者における介護予防が図られるとともに、介護給付費の適正化等にも繋がることが期待。

*: 介護保険に関する資格の得喪、保険料・給付業務の管理などを目的として収集した個人情報を含むデータ



介護データに係る加工例のイメージ

個人属性情報テーブル

① 被保険者番号	② 氏名	③ 住所	④ 生年月日	⑤ 性別
1234567890	佐藤 一雄	東京都〇〇市〇〇町 1-1-1	昭和18年2月19日	男

認定情報テーブル

① 被保険者番号	⑥ 認定調査票			⑦ 要介護状態区分
	歩行	排尿	...	
1234567890	つかまれば可	一部介助	...	要介護3

介護給付情報テーブル

① 被保険者番号	⑧ サービス利用年月	⑨ サービスコード	⑩ サービス利用状況 (日数・点数)	⑪ サービス提供事業者番号
1234567890	平成29年6月	111175	15日・25,260点	12345678
1234567890	平成29年7月	111175	16日・26,944点	12345678
1234567890

加工後テーブル

④ 生年月日	⑤ 性別	⑥ 認定調査票			⑦ 要介護状態区分
		歩行	排尿	...	
昭和18年2月	男	つかまれば可	一部介助	...	要介護3
⑧ サービス利用年月	⑨ サービスコード	⑩ サービス利用状況 (日数・点数)		...	
平成29年6月	111175	15日・25,260点	

規則第11条第1号から4号の措置

【規則第11条第5号に基づく措置】

○同条第1号から第4号までの加工を施した上で、他に必要となる措置がないかどうか勘案し、別表第1(行政機関非識別加工情報の加工に係る手法例)の手法等により適切な措置を講じなければならない。

非識別加工情報

項目	加工のイメージ
① 被保険者番号	削除(※1)
② 氏名	削除
③ 住所	削除
④ 生年月日	生年月に置き換え 超高齢であることが分かる 生年月等を削除する
⑤ 性別	加工なし
⑥ 認定調査票の基本項目	特異な情報の削除(※2)
⑦ 要介護状態区分	加工なし
⑧ サービス利用年月	加工なし
⑨ サービスコード	利用が極めて少ないサービス コードを削除、あるいは 上位概念に該当するコード に置き換える(※2)
⑩ サービス利用状況 (日数・点数)	特異なサービス利用状況の 削除あるいはトップコー ディング等(※2)
⑪ サービス提供事業者番号	削除

(サービスコードの一例)
114845 訪問介護・身体介護01
117211 訪問介護・生活援助2 等
※1 仮IDに置き換える場合は、定期的
に仮IDを変更することが望ましい。
(事務局レポートP21等参照)
※2 提供するデータの期間による属性情
報の蓄積量によって、特定の個人の識
別性や元の個人情報への復元性に影響
するかどうかの検討を行うことが望ま
しい。(事務局レポートP29参照)

教育データに係る非識別加工情報の活用のイメージ①

- 教材会社、教科書会社などの事業者からの提案を受け、市町村が保有する教育に関するデータのうち、児童生徒の学習コンテンツの利用状況に関するデータを、非識別加工して提供。
- 提供を受けた事業者は、非識別加工情報に含まれる児童生徒の個人属性情報、学習コンテンツの内容情報、学習コンテンツの利用状況・回答実績に関するデータを分析して、既存教材の改良や新しい教材の開発などに活用する。
- この取組により、正しい理解を効果的に得られる教育を実現するために必要なコンテンツが開発され、児童生徒の学力の底上げ・向上が期待される。

※ 次ページで例示している児童生徒の学習コンテンツの利用状況に関するデータは、現に地方公共団体が保有しているデータではないが、今後、教育のIT化の進展に伴い、地方公共団体がこのような記録項目を含む個人情報を含む個人情報を保有し得ると想定し、本ユースケースを作成した。なお、同様の情報について、民間事業者が保有主体である場合においては、個人情報保護法に基づき匿名加工情報の提供として取り扱われる。

地方公共団体

個人属性情報テーブル

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
児童生徒ID	児童生徒パスワード	児童生徒名称	性別	学校種別	学校コード	学校名称	学年	組	出席番号

単元マスタ情報テーブル

⑪	⑫	⑬	⑭
年度	学校コード	教科	単元コード
単元名称	単元名称	単元名称	単元名称

学習コンテンツマスタ情報テーブル

⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑲
年度	学校種別	教科	学年	単元コード	⑲ID
⑲名称	⑲設定番号	⑲設定内容	⑲正解		

児童生徒の利用実績・回答実績情報テーブル

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲
児童生徒ID	回答ID	回答開始日時	回答開始時間	回答終了日時	回答終了時間	教科	学年	単元コード	単元名称	単元ID	コンテンツID	設定番号	設定内容	回答内容	回答ID	回答内容	正誤	

事業者

《データの分析》

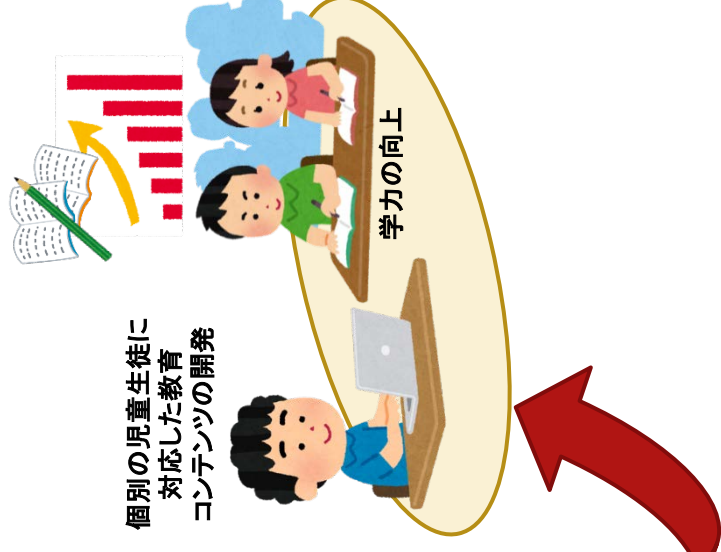
例えば...

- ・使用している学習コンテンツにより、類似の設定問に対する回答成績に差異があるのか、差異があるとすればどのような傾向にあるのかを分析
- ・個別設定問について、正答率、難易度(要した時間)、間違え方を分析し、児童・生徒にどのような点を重点的に教えるべきかを分析

- ・既存教材の改良や新しい教材の開発
- ・教科書の改良
- ・新たな教育プログラムの開発・提供

非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案

非識別加工情報の提供



「児童生徒の学習コンテンツの利用状況」データに係る非識別加工情報の加工イメージ

個人属性情報テーブル

①児童生徒ID	②児童生徒パスワード	③児童生徒名称	④性別	⑤学校種別	⑥学校コード	⑦学校名称	⑧学年	⑨組	⑩出席番号
1000001	zyxwvuts	山田太郎	男	小学校	12345	南東京市立第一小学校	6	1	40
11000001	rqpomnlk	佐藤花子	女	小学校	12346	南東京市立第二小学校	6	2	22

単元マスタ情報テーブル

①年度	⑥学校コード	⑫教科	⑧学年	⑬単元コード	⑭単元名称
2018	12345	算数	6	25	円の面積の求め方
2018	12346	算数	6	25	円の面積の求め方

学習コンテンツマスタ情報テーブル

学習コンテンツ情報									
①年度	⑤学校種別	⑫教科	⑧学年	⑬単元コード	⑮ID	⑯名称	⑰設問番号	⑱設問内容	⑲正解
2018	小学校	算数	6	25	1009	演習 円の大きさ	1	半径1cmの円の面積を求めなさい。	3.14cm ²
2018	小学校	算数	6	25	1009	演習 円の大きさ	2	面積3.14cm ² の円の半径を求めなさい。	1cm
2018	小学校	算数	6	25	2501	円の面積の求め方 計算ドリル	1	半径1cmの円の面積を求めなさい。	3.14cm ²

児童生徒の利用実績・回答実績情報テーブル

②児童生徒ID	⑩回答開始日	⑪回答開始時間	⑫回答終了日	⑬回答終了時間	⑭教科	⑧学年	⑬単元コード	⑭単元名称	⑮ID	⑰設問番号	⑱設問内容	⑲正誤
1000001	12月1日	20時00分	12月1日	20時05分	算数	6	25	円の面積の求め方	1009	1	半径1cmの円の面積を求めなさい。	○
11000001	12月1日	20時05分	12月1日	20時15分	算数	6	25	円の面積の求め方	1009	2	面積3.14cm ² の円の半径を求めなさい。	×
11000001	12月12日	18時45分	12月12日	18時50分	算数	6	25	円の面積の求め方	2501	1	半径1cmの円の面積を求めなさい。	×

規則第11条第1号から
第4号までの措置

No.	④性別	⑤学校種別	⑧学年	⑪年度	⑫教科	⑬単元コード	⑭単元名称	⑮ID	⑰設問番号	⑱設問内容
1	男	小学校	6	2018	算数	25	円の面積の求め方	1009	1	半径1cmの円の面積を求めなさい。
2	男	小学校	6	2018	算数	25	円の面積の求め方	1009	2	面積3.14cm ² の円の半径を求めなさい。
3	女	小学校	6	2018	算数	25	円の面積の求め方	2501	1	半径1cmの円の面積を求めなさい。

No.	⑲回答開始日	⑲回答開始時間	⑲回答終了日	⑲回答終了時間	⑲回答内容	⑲正誤
1	12月1日	20時00分	12月1日	20時05分	3.14cm ²	○
2	12月1日	20時05分	12月1日	20時15分	0.5cm	×
3	12月12日	18時45分	12月12日	18時50分	6.28cm ²	×

【規則第11条第5号に基づく措置】

- 同条第1号から第4号までの加工を施した上で、他に必要となる措置がないかどうか勘案し、別表第1(行政機関非識別加工情報の加工に係る手法例)の手法等により適切な措置を講じなければならない。



No.	⑲	⑲	⑲	⑲	⑲	⑲
1
2

... 非識別加工情報

「児童生徒の学習コンテンツの利用状況」データに係る主な項目の一覧

No	項目	加工のイメージ
1	児童生徒ID	削除(※1)
2	児童生徒パスワード	削除
3	児童生徒名称	削除
4	性別	加工なし
5	学校種別	加工なし
6	学校コード	削除
7	学校名称	削除
8	学年	加工なし
9	組	削除
10	出席番号	削除
11	年度	加工なし
12	教科	加工なし

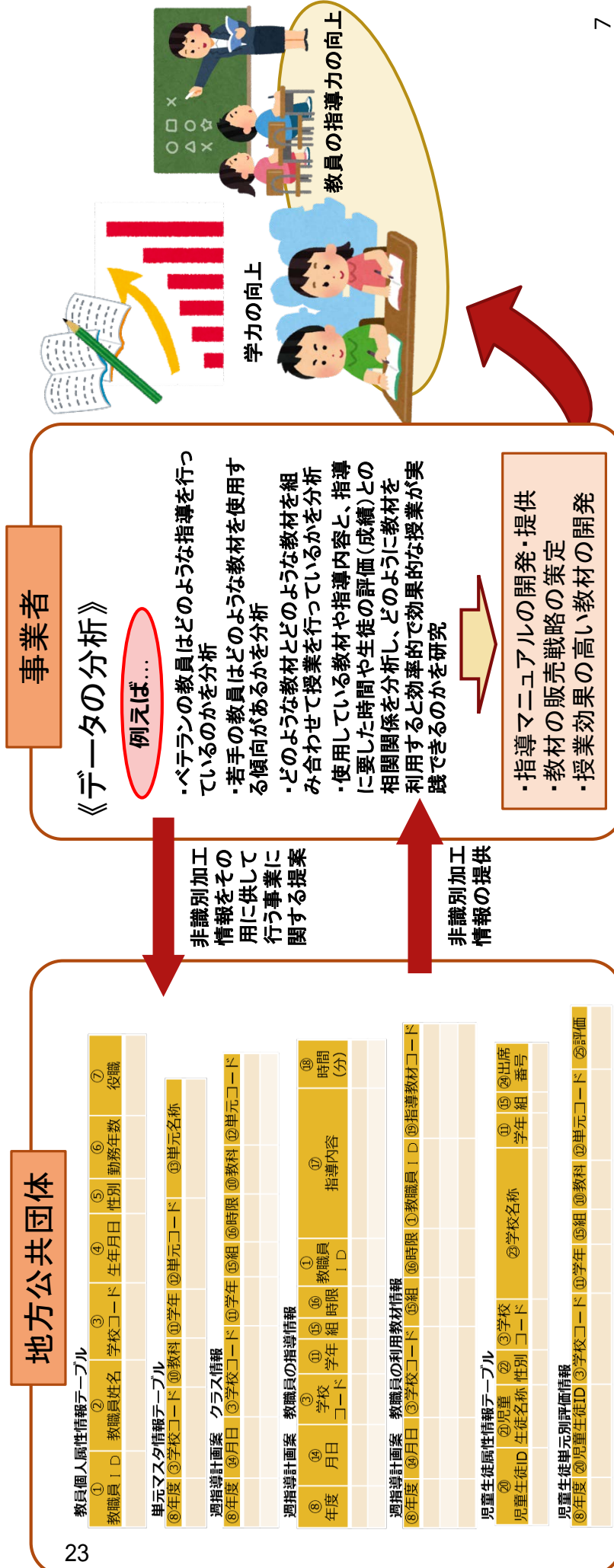
※1 仮IDに置き換える場合は、定期的に仮IDを変更することが望ましい。
(事務局レポートP21等参照)

※2 規則第11条第5号により、回答に個人を識別しうる情報を含むうる設問の回答(例えば回答者の生立ちや家族構成、生活環境・地域等に依存)の場合は削除しなければならぬ。この他、正答率が低い設問は、その回答内容により個人識別性が生じることがある、その場合も削除する。回答に筆跡を含む場合も削除することが望ましい。

No	項目	加工のイメージ
13	単元コード	加工なし
14	単元名称	加工なし
15	コンテンツID	加工なし
16	コンテンツ名称	削除
17	設問番号	加工なし
18	設問内容	加工なし
19	正解	削除
20	回答開始日	正答率が極めて低い設問等に関する情報の削除、誤回答の削除等※2
21	回答開示時間	同上※2
22	回答終了日	同上※2
23	回答終了時間	同上※2
24	回答内容	同上※2
25	正誤	同上※2

教育データに係る非識別加工情報の活用のイメージ②

- 教材会社などの事業者からの提案を受け、市町村が保有する教育に関するデータのうち、校務支援システムに記録されている、教員の週指導計画に関するデータ及び児童生徒の単元別評価情報を、非識別加工して提供。
 - 提供を受けた事業者は、非識別加工情報に含まれる教員の指導内容・利用教材のデータ、児童生徒の成績に関する情報等を分析して、教材の販売戦略の策定や、教材の開発・改良等を行う。
 - この取組により、教員が、教材の利用に関する優良事例やベテラン教員の経験を活用して授業を行えるようになり、教員の指導力の向上が図られるとともに、授業効果の高い教材が開発され、児童生徒の学力の向上が期待される。
- ※ 教員の週指導計画に関するデータ及び児童生徒の単元別評価情報は、現に一部の地方公共団体が校務支援システムに記録し管理している個人情報であり、そのような団体が非識別加工情報の仕組みを導入した際には、提案募集の対象となり得ると想定し、本ユースケースを作成した。



「教員の週指導計画案」及び「児童生徒の単元別評価情報」に係る非識別加工情報の加工イメージ

教員個人属性情報テーブル

① 教員ID	② 教員氏名	③ 学校コード	④ 生年月日	⑤ 性別	⑥ 勤務年数	⑦ 役職
1001	教育次郎	12347	1983.1.1	男	10年	6年1組担任

単元マスタ情報テーブル

⑧ 年度	③ 学校コード	⑩ 教科	⑪ 学年	⑫ 単元コード	⑬ 単元名称
2018	12347	算数	6	25	円の面積の求め方

週指導計画案 クラス情報

⑧ 年度	④ 月日	③ 学校コード	⑪ 学年	⑮ 組	⑯ 時限	⑩ 教科	⑫ 単元コード
2018	12月1日	12347	6	1	1	算数	25
2018	12月1日	12347	6	1	5	算数	25

週指導計画案 教職員の指導情報

⑧ 年度	④ 月日	③ 学校コード	⑪ 学年	⑮ 組	⑯ 時限	① 教員ID	⑰ 指導内容	⑱ 時間(分)
2018	12月1日	12347	6	1	1	1001	学習コンテンツAを利用しおうぎ形を並べ替え、平行四辺形から長方形に近づいていくことを確かめる。 その際に学習コンテンツBを利用し、面積を求める演習を実施する。前回は引き続き、学習コンテンツBを利用し、面積を求める演習を実施する。	45
2018	12月1日	12347	6	1	5	1001	学習コンテンツAを利用し、5つの課題について、プロジェクターを用い、各2名の計算過程をサイドスクリーンに投影し、講評を行う。	45

週指導計画案 教職員の利用教材情報

⑧ 年度	④ 月日	③ 学校コード	⑮ 組	⑯ 時限	① 教員ID	⑱ 指導教材コード
2018	12月1日	12347	0601	1	1001	学習コンテンツ
2018	12月1日	12347	0601	1	1001	学習コンテンツ
2018	12月1日	12347	0601	5	1001	学習コンテンツ

児童生徒属性情報テーブル

⑳ 児童生徒ID	㉑ 児童生徒氏名	㉒ 性別	㉓ 学校コード	㉔ 学年	㉕ 組	㉖ 出席番号	
12000001	総務月子	男	12347	南東京市立第三小学校	6	1	40

児童生徒単元別評価情報

⑧ 年度	㉗ 児童生徒ID	③ 学校コード	⑪ 学年	⑮ 組	⑩ 教科	⑫ 単元コード	㉘ 評価
2018	12000001	12347	6	1	算数	25	A (大変良い)

教員個人属性情報テーブル

① 仮教員ID	③ 仮学校コード	④ 年齢	⑤ 性別	⑥ 勤務年数
a1b2	CX2XC	30代	男	10~14年

単元マスタ情報テーブル

⑧ 年度	③ 仮学校コード	⑩ 教科	⑪ 学年	⑫ 単元コード	⑬ 単元名称
2018	CX2XC	算数	6	25	円の面積の求め方

週指導計画案 クラス情報

⑧ 年度	③ 仮学校コード	⑪ 学年	⑮ 組	⑯ + ⑰ 通算授業回数	⑩ 教科	⑫ 単元コード
2018	CX2XC	6	C	123	算数	25
2018	CX2XC	6	C	124	算数	25

週指導計画案 教職員の指導情報

⑧ 年度	③ 仮学校コード	⑪ 学年	⑮ 組	⑯ + ⑰ 通算授業回数	① 仮教員ID	⑰ 指導内容	⑱ 時間(分)
2018	CX2XC	6	C	123	a1b2	学習コンテンツAを利用しおうぎ形を並べ替え、平行四辺形から長方形に近づいていくことを確かめる。 その際に学習コンテンツBを利用し、面積を求める演習を実施する。	45
018	CX2XC	6	C	124	a1b2	前回は引き続き、学習コンテンツBを利用し、面積を求める演習を実施する。5つの課題について、プロジェクターを用い、各2名の計算過程をサイドスクリーンに投影し、講評を行う。	45

週指導計画案 教職員の利用教材情報

⑧ 年度	③ 仮学校コード	⑪ 学年	⑮ 組	⑯ + ⑰ 通算授業回数	① 仮教員ID	⑱ 指導教材コード
018	CX2XC	6	C	123	a1b2	学習コンテンツA
018	CX2XC	6	C	123	a1b2	学習コンテンツB
018	CX2XC	6	C	124	a1b2	学習コンテンツB

児童生徒属性情報テーブル

㉗ 児童生徒ID	③ 仮学校コード	⑪ 学年	⑮ 組
jihgfedc	CX2XC	6	C

児童生徒単元別評価情報

⑧ 年度	㉗ 児童生徒ID	③ 仮学校コード	⑪ 学年	⑮ 組	⑩ 教科	⑫ 単元コード	㉘ 評価
2018	jihgfedc	CX2XC	6	C	算数	25	A (大変良い)

非識別加工情報

同条第5号に基づく措置を実施

規則第11条第1号から第4号までの措置を実施

「教員の週指導計画案」及び「児童生徒の単元別評価情報」に係る 主な項目の一覧

No	項目	加工のイメージ
1	教職員ID	全部削除する、あるいは仮IDに置き換え(※1)
2	教職員氏名	削除
3	学校コード	仮IDに置き換え
4	生年月日	10歳刻みの年齢に置き換え
5	性別	加工なし
6	勤務年数	5年刻みの勤務年数に置き換え
7	役職	削除
8	年度	加工なし
9	月日	「時限」と合わせて、教科ごとの「年度通算授業回数」に置き換え
10	教科	加工なし
11	学年	加工なし
12	単元コード	加工なし
13	単元名称	加工なし

No	項目	加工のイメージ
14	組	削除
15	時限	「月日」と合わせて、教科ごとの「年度通算授業回数」に置き換え
16	指導内容	教職員や児童生徒が特定されるような特異な記述は削除(※2)
17	時間	加工なし
18	指導教材コード	加工なし
19	児童生徒ID	全部削除する、あるいは仮IDに置き換え(※1)
20	児童生徒名称	削除
21	性別	削除
22	学校名称	削除
23	出席番号	削除
24	評価	加工なし(※2)

25

※1 定期的に仮IDを変更することが望ましい。(事務局レポートP21参照)

※2 当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえた適切な措置(規則第11条第5号)を実施。

○ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）（抄）

（行政機関非識別加工情報の作成等）

第44条の10 行政機関の長は、行政機関非識別加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないよう及びその作成に用いる保有個人情報を変元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

2 略

○ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則（平成29年個人情報保護委員会規則第1号）（抄）

（行政機関非識別加工情報の作成の方法に関する基準）

第11条 法第四十四条の十第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を変元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
- 二 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を変元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
- 三 保有個人情報と当該保有個人情報とを連結する符号（現に行政機関において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を変元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）
- 四 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を変元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
- 五 前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること

地方公共団体の保有する個人情報の特性に応じた加工について
(技術検討ワーキンググループとりまとめ)

凡例

- 個人情報保護委員会規則
 - ： 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則(平成29年3月31日個人情報保護委員会規則第1号)
- 行個法についてのガイドライン(行政機関非識別加工情報編)
 - ： 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関非識別加工情報編)(平成29年3月 個人情報保護委員会)

地方公共団体の保有する個人情報の特性に応じた加工について

- 平成28年に開催した「地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会」で整理したとおり、非識別加工情報の作成・提供の仕組みの目的が、官民を通じた匿名加工情報の活用を図っていくことであることに鑑み、民間部門、国及び地方公共団体で匿名加工情報・非識別加工情報の定義、加工の基準等は同等の内容であることが適当である。
- 加工の基準については、民間、国と同等の内容としつつ、具体的な運用にあたっては、地方公共団体が保有する個人情報の特性を踏まえた対応が可能となるよう、国の行政機関非識別加工情報の加工方法に関するガイドラインの内容を基本としつつ、地方公共団体の特性を踏まえて整理を行い、必要に応じ情報提供することが必要である。
- ※○ 検討会に設置された技術検討ワーキンググループにおいて審議が行われ、
 - (i)事業者の非識別加工情報の活用方法や個人情報ファイルの性質等を勘案して、住所の加工方法を(県単位や市町村単位へ置き換えることに限らず)判断するための例示、
 - (ii)地方公共団体が、悉皆性のあるデータを保有する可能性があるという特性を踏まえ、レコード一部抽出(いわゆるサンプリングの手法を含む。)等の加工手法について例示等について整理されたところであり、その内容を必要に応じ地方公共団体に情報提供することが必要である。
- なお、本資料に掲載された非識別加工の事例は、一般的に考えられる加工の例示であり、これらの例示に縛られるものでない。実際にどの情報の項目をどこまで加工するかということについては、民間事業者側の提案の内容を踏まえつつ、個人情報ファイルに含まれる情報の項目やレコードの数等に応じて判断することとなる点に留意したうえで、適切な対応が求められる。

1. 個人情報保護委員会規則第11条第1号に関するガイドラインの事例に対する補足

○行個法についてのガイドライン(行政機関非識別加工情報編) (抄) P10

(1) 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること(当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

【想定される加工の事例】

事例1) 氏名、住所、生年月日が含まれる保有個人情報を加工する場合に次の1から3までの措置を講ずる。

- 1) 氏名を削除する。
- 2) 住所を削除する。又は、〇〇県△△市に置き換える。
- 3) 生年月日を削除する。又は、日を削除し、生年月月に置き換える。

30

事例2) 氏名、住所、電話番号が含まれる保有個人情報を加工する場合に次の1、2の措置を講ずる。

- 1) 氏名、電話番号を削除する。
- 2) 住所を削除する。又は、〇〇県△△市に置き換える。

○上記【想定される加工の事例】に、以下の内容を補足する。

※住所を〇〇県△△市◇◇町に置き換える場合は、生年月日を生年に置き換える。ただし、〇〇県△△市◇◇町の住民で同じ生年の個人の数が少ないなど、特定の個人を識別するおそれがあるときは、生年を10年単位に丸める。

2. 個人情報保護委員会規則第11条第4号に関するガイドラインの記述に対する補足

○ 行個法についてのガイドライン(行政機関非識別加工情報編)(抄) P13

(4) 特異な記述等を削除すること(当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

一般的にみて、珍しい事実に関する記述等又は他の個人と著しい差異が認められる記述等については、特定の個人の識別又は元の保有個人情報の復元につながるおそれがあるものである。そのため、行政機関非識別加工情報を作成するに当たっては、特異な記述等について削除又は他の記述等への置き換えを行わなければならない。

ここでいう「特異な記述等」とは、特異であるがために特定の個人を識別できる記述等に至り得るものを指すものであり、他の個人と異なるものであっても特定の個人の識別にはつながらないものとは該当しない。実際にごのような記述等が特異であるかどうかは、情報の性質等を勘案して、個別の事例ごとに客観的に判断する必要がある³¹。

他の記述等に置き換える場合は、元の記述等を復元できる規則性を有しない方法による必要がある。例えば、特異な記述等をより一般的な記述等に置き換える方法もあり得る。

なお、規則第11条第4号の対象には、一般的なあらゆる場面に於いて特異であると社会通念上認められる記述等が該当する。他方、加工対象となる保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等とで著しい差異がある場合など個人情報ファイルの性質によるものは同条第5号において必要な措置が求められることとなる。

○ 上記記述に、以下の内容の解説を補足する。

地方公共団体においても、規則第11条第4号の対象には、国と同様、一般的なあらゆる場面において特異であると社会通念上認められる記述等に該当するか否かについて判断することとなる。なお、全国的な観点から見た場合に、必ずしも特異な記述であるとは認められないが、当該地方公共団体の区域においては、特異な記述であると認められる場合等も想定される。このような場合は、後述する規則第11条第5号の規定において求められる必要な措置を講じる等、規則第11条各号の規定を全て適用した上で、適切な加工を行っているかどうかに留意し、対応することとなる。

3. 個人情報保護委員会規則第11条第5号に関するガイドラインの事例に対する補足

○行個法についてのガイドライン(行政機関非識別加工情報編) P14

(5) 1号から4号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

○【想定される加工の事例】に、以下の事例を補足する。

(記述等との差異の例)

・ある地域の年齢上の偏り:

未就学児の身体検査の情報を含む個人情報ファイルを加工の対象とする場合において、ある地域は、少子高齢化が進んでおり、未就学児にあたる6歳児未満の児童者数が少なく生年月月を含む外部情報との照合による特定の個人の識別されるおそれがある場合に、第1号に基づき、仮に生年月日を生年月月に加工した場合、生年月月に関わる差異を考慮して、必要生年のみにする。

(※) 未就学児(0～5歳児)の生年月月は12×6通りの72通りであり、対象年齢者数が少ない場合、特定の生年月月の対象個人がわずかになる可能性が高くなるもの。

(※) 年齢は、一般的に、個人識別につながる可能性が高い属性であると評価されており、年齢以外の属性情報の偏りに対して、上記のような加工が必ず求められるわけではない。

(※) 地域の年齢上の偏りは、必ずしも地方公共団体で作成する非識別加工情報に特有の課題ではないが、区域住民に関する情報を取り扱う地方公共団体において参考となることから、追加したもの。

・特定の学年におけるクラス数の偏り:

学校教育に関わる個人情報ファイルを加工の対象とする場合において、特定の個人の識別につながる可能性を考慮して、学校名を削除する場合、各学校における学年とクラス数が含まれており、当該学年とクラス数の組み合わせから、学校を特定できるおそれがある場合に、各学校における各学年のクラスを識別できる記号やクラス数を削除する。

(※) 一般に小中学校の場合、各学校におけるクラス数は必ずしも一定ではなく、さらに学年により相違することがある。この結果、学年とクラス数の組み合わせから、学校を特定できる可能性が高まると考えられる。

(※) なお、学校名の特定が、どの程度、個人識別につながる可能性に影響するかは、児童数等、個別の状況によることに留意が必要。

4. 個人情報保護委員会規則第11条第5号に関するガイドラインの加工の手法例に対する補足

○（別表1）行政機関非識別加工情報に関する手法例（P16）に以下を補足する。

（レコード一部抽出（サンプリングを含む）に関する解説について）

地方公共団体が保有する個人情報、ある地域住民の情報を網羅的に対象としている、つまり悉皆性が高いデータが多い場合があり、そのことにより非識別加工情報から特定の個人の識別ができる可能性が高まる点を考慮する必要がある。

ある者が非識別加工情報の対象となったデータに含まれる、ある特定の個人に関する「顕著な特徴」(※1)を知っており、さらにその者がそのデータに関する非識別加工情報にアクセスする場合、その者はその「顕著な特徴」が非識別加工情報に一つにのみ含まれることがわかれば、非識別加工情報のその「顕著な特徴」をもつ個人は、その特定の個人であると識別できる。

一方で、非識別加工情報への加工において、そこに含まれるあらゆる「顕著な特徴」を予め見つけることは容易とは限らない。その「顕著な特徴」に基づき特定の個人の識別に至る可能性を低減する方法として、レコード一部抽出（いわゆるサンプリングを含む。）がある。

個人情報を非識別加工情報に加工するときに、対象個人情報から無作為で一部の個人を選び、その個人に関する個人情報削除しておくことにより、仮に非識別加工情報の中に、ある者が知り得る個人に関する「顕著な特徴」と合致する情報が一つ発見されたとしても、その者が知り得る個人に関する個人情報は予め削除されている可能性があり、その個人に関する情報とは判断できなくなり、「顕著な特徴」を有する情報から特定の個人の識別に至る可能性を低減することができる。

対象データに悉皆性が高い場合には特定の個人の識別に至る可能性が高いことを念頭に置く必要があり、レコード一部抽出を行うことが望ましい。ただし、対象データの性質によってはレコード一部抽出が必要でない場合もあることから(※2)、その必要性に応じて行われるべきである。

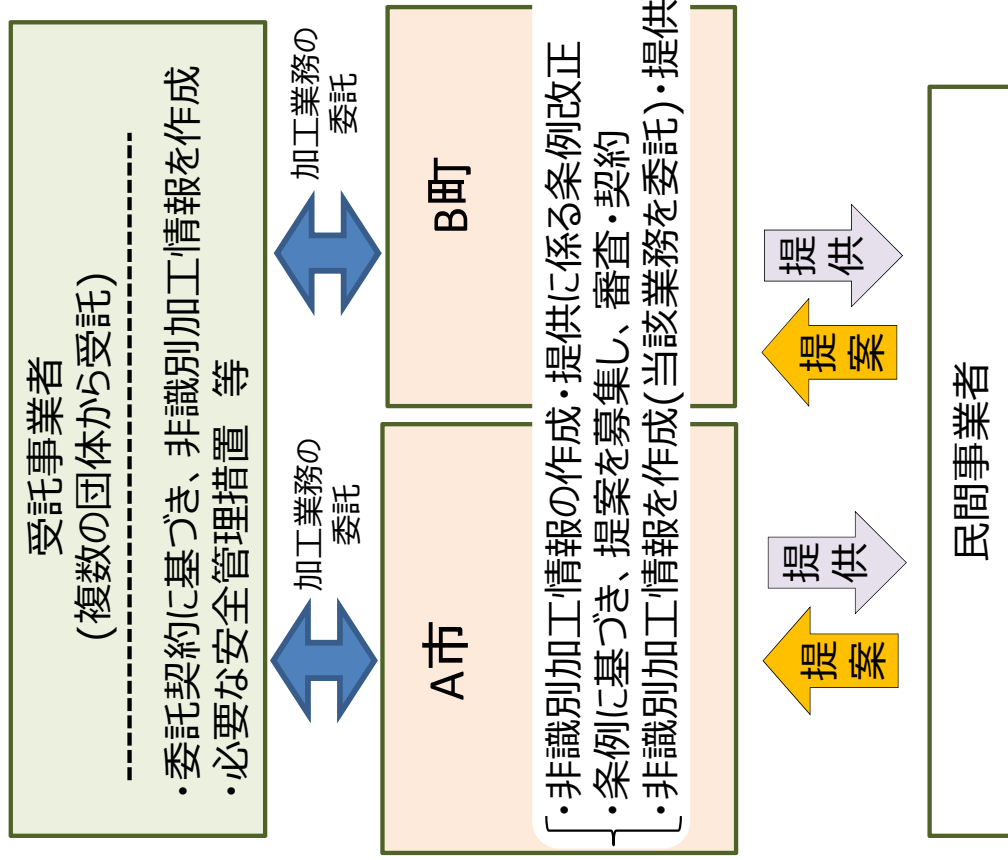
※1 ここにいう「顕著な特徴」は、特定の観察者が関心を有する個人について特に知り得るようなあらゆる情報を含むものである。一般的な意味での「顕著」、すなわち際立っている、明白であるといった情報に限られず、個々の値には特徴のない履歴等の組み合わせや、特定の時間・場所における記録の組み合わせなどであることもある。

※2 たとえば、非識別加工情報におけるレコードがすべて一意でない場合は、レコード一部抽出を行わなくとも、「顕著な特徴」により特定の個人が識別されるおそれはない。

「共同受託」のイメージ

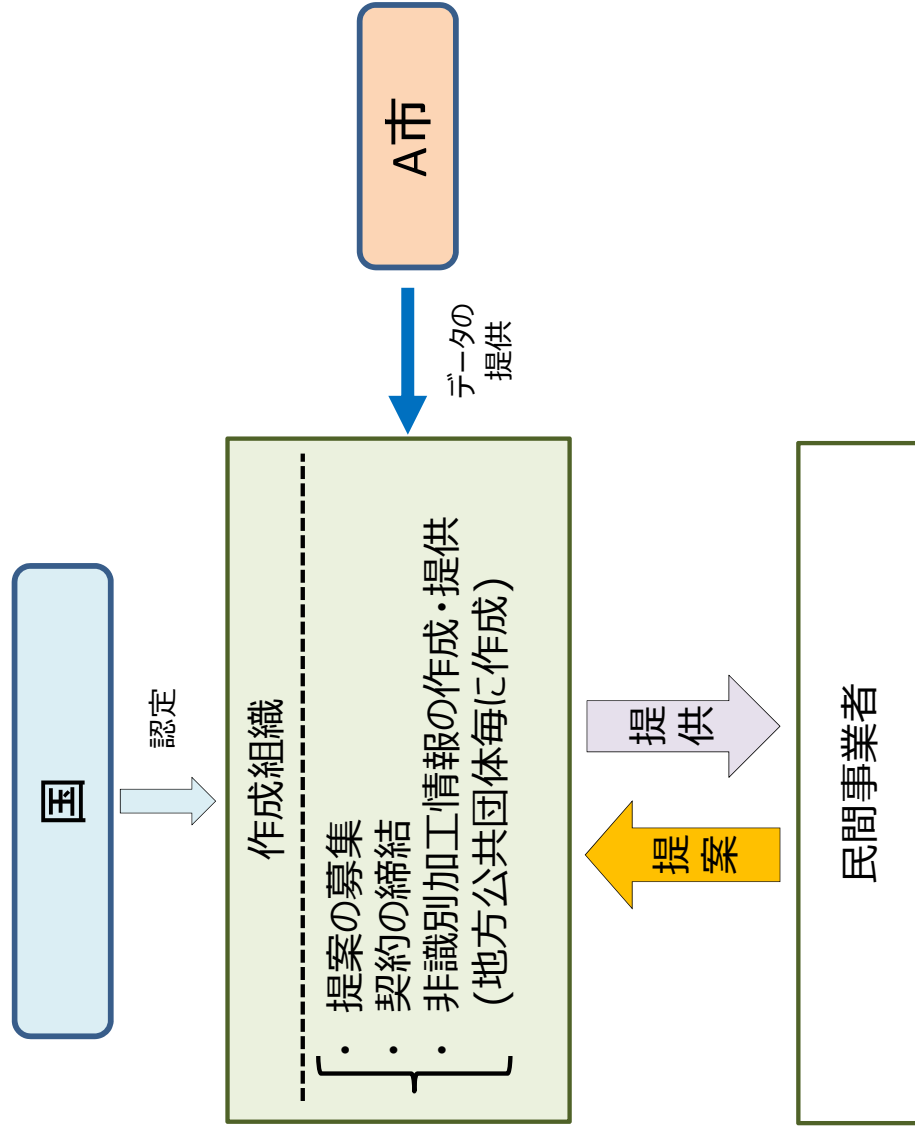
- ① 地方公共団体において、非識別加工情報の作成・提供に係る条例改正を実施。
- ② 地方公共団体において、民間事業者からの提案を募集し、審査・契約の締結。
- ③ 非識別加工情報の作成に係る業務を事業者へ委託。
- ④ 受託事業者において非識別加工情報を作成。
- ⑤ 地方公共団体が民間事業者へ非識別加工情報を提供。

「共同受託」のイメージ



「作成組織」のイメージ

- ①非識別加工情報の作成を地方公共団体とは別の組織の事務とし、地方公共団体が保有している個人情報
の提供を受けて非識別加工情報を作成する組織について、一定の基準に基づき国が認定。
- ②作成組織において、民間事業者からの提案を募集。
- ③提案に対応するため必要となる個人情報について、地方公共団体に対して情報提供を要請。
- ④地方公共団体は、要請に基づき、個人情報の目的外提供の可否を判断のうえ、提供。
- ⑤作成組織において、提供を受けた個人情報に係る非識別加工情報を作成し、提供。



地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための仕組みの在り方に関する検討会 開催要綱

1 目的

本検討会は、「地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会」において「地方公共団体共通の提案受付窓口や地方公共団体が共同して非識別加工情報の作成を委託等できる仕組み」について、引き続き検討する必要があるとされたこと、また、「規制改革実施計画」（平成29年6月9日閣議決定）において、非識別加工情報の加工やその活用について、立法措置による解決の可能性を含めた検討を行うこととされたこと等を踏まえ、地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための仕組みの在り方について検討を行うために開催する。

2 名称

本検討会は「地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための仕組みの在り方に関する検討会」と称する。

3 検討内容

- ・ 非識別加工情報の提供に係るルールの在り方について
- ・ 複数の地方公共団体が保有する個人情報等の共同加工等の仕組みについて
- ・ データの円滑な流通や効率的な活用を図るためのデータ形式等について
- ・ その他、地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための仕組みの在り方に関し検討を要する事項

4 検討会の構成及び運営

- (1) 本検討会の構成員及びオブザーバーは、別添のとおりとする。
- (2) 本検討会に座長を1人置く。座長は構成員から選ぶものとする。
- (3) 座長は、本検討会を招集し、主宰する。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、座長代理を指名することができる。
- (5) 座長代理は、座長不在のときは座長に代わって本検討会を招集し、主宰する。
- (6) 座長は、必要に応じて構成員及びオブザーバー以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (7) その他、本検討会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 ワーキンググループ

- (1) 座長は、必要があると認めるときは、本検討会の下でワーキンググループを開催することができる。
- (2) ワーキンググループの構成員は、ワーキンググループにおける調査・検討事項に関し優れた識見を有する者のうちから座長が指名する者とする。
- (3) ワーキンググループに主査を1人置く。主査は本検討会の構成員の中から座長が指名する。
- (4) ワーキンググループの行う調査・検討の内容については、適宜、本検討会に対し報告を行い、必要な指示を受けるものとする。

6 任期

本検討会及びワーキンググループの構成員の任期は、就任を承諾した日から平成30年3月31日までとする。ただし、延長を妨げない。

7 議事等の公開

本検討会の会議は非公開とするが、会議終了後に配付資料を公表するとともに、速やかに議事概要を作成し、これを公表することとする。ただし、配付資料については、座長が必要と認める時は非公開とすることができる。

8 事務局

本検討会の庶務は、総務省自治行政局地域情報政策室において行うものとする。

地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のため
の仕組みの在り方に関する検討会 構成員名簿

【構成員】 (敬称略、50音順)

犬塚 克	横浜市市民局市民情報室市民情報課長
宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
大谷 和子	株式会社日本総合研究所執行役員/法務部長
岡村 久道	弁護士、京都大学大学院医学研究科講師
佐藤 一郎	国立情報学研究所副所長/教授
大門 一幸	豊島区政策経営部区民相談課長
田中 穂積	多久市総務課長
林 令子	徳島県政策創造部統計データ課長
松岡 萬里野	一般財団法人日本消費者協会理事長
村上 文洋	株式会社三菱総合研究所社会ICTイノベーション本部 ICT・メディア戦略グループ主席研究員
矢島 征幸	五霞町政策財務課主幹

(参考) オブザーバー

個人情報保護委員会事務局

総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室

総務省情報流通行政局地方情報化推進室

総務省統計局統計調査部調査企画課

技術検討ワーキンググループの運営について

「地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための仕組みの在り方に関する検討会開催要綱」に基づき、座長は、別紙の構成員をもって技術検討ワーキンググループを置くこととし、運営について以下のとおり決定する。

- 1 ワーキンググループには、主査代理を置くことができる。主査代理は、ワーキンググループ構成員のうちから主査が指名する。
- 2 ワーキンググループは、必要に応じてワーキンググループ構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 ワーキンググループの会合は非公開とするが、会合終了後に配付資料を公表するとともに、速やかに議事概要を作成し、これを公表することとする。ただし、配付資料については、主査が必要と認める時は非公開とすることができる。
- 4 その他、ワーキンググループの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。
- 5 ワーキンググループの庶務は、総務省自治行政局地域情報政策室において行うものとする。

技術検討ワーキンググループ 構成員名簿

【構成員】 (敬称略、50音順)

秋山 直樹	豊島区政策経営部情報管理課長
犬塚 克	横浜市市民局市民情報室市民情報課長
岡田 英人	富士通株式会社第二行政ソリューション事業本部VP
佐藤 一郎	国立情報学研究所副所長/教授
佐藤 洋	日本電気株式会社公共ソリューション事業部 シニアエキスパート
高橋 克巳	NTTセキュアプラットフォーム研究所主席研究員
百武 芳和	多久市情報課長
松田 純一	株式会社日立製作所全国公共システム第三本部 公共システム推進第一部主管
森 亮二	弁護士
矢島 征幸	五霞町政策財務課主幹
山住 健治	徳島県経営戦略部電子行政推進課情報セキュリティ担当室長

(参考) オブザーバー

個人情報保護委員会事務局

総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室

総務省情報流通行政局地方情報化推進室

総務省統計局統計調査部調査企画課